

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

債権放棄の通知方法

Q：当社の取引先であるA社は、債務超過の状態が継続し、かつ、A社の業績及び資産状況等からみて、売掛金である1,000万円は回収が全く見込まれない状況にあります。

そこで、A社に対して売掛金の債務免除をしたいと考えているのですが、公正証書で通知しなければならないのでしょうか。

A：必ずしも公正証書等の公証力のある書面による必要はありません。

【解説】

法人の有する貸付金、売掛金その他の債権（貸金等）について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対して書面により明らかにされた債務免除額については、その事実が発生した日の属する事業年度において貸倒損失として損金の額に算入することとされています。

この場合、必ずしも当事者間の協議により締結された契約による必要はなく、債権者たる法人が債務者に対して書面により債務免除の事実を明らかにしていれば足ります。

したがって、この場合の書面は、必ずしも公正証書、内容証明郵便等の公証力のある書面による必要はなく、特定の債務のいくらの金額について免除があったかを明示した書面であれば足りると思われれます。

